

質問第七号

ガンビヤの食糧援助要請に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年一月二十一日

寺田熊雄

(質問第七号)

ガンビヤの食糧援助要請に関する質問主意書中正誤

「ガンビヤ」は「ガンビア」の誤り。
一行 三行 一行
三ページ
〃〃

ガンビヤの食糧援助要請に関する質問主意書

昨年夏、西アフリカ地方は干ばつに見舞われ、農業生産に深刻な打撃を受けたが、とりわけ、ガンビヤの被害は甚大といわれ、同国政府は、昨年九月、わが国に食糧援助を要請したと聞いている。

開発途上国に対する援助は、わが国の如き経済大国にとって当然の国際的責務であるが、特に、右のような緊急を要する援助については、人道上からも、速やかなる対応をなすべきものと考ええる。

については、次の事項について、明確なる回答を求める。

一 ガンビヤ政府から、昨年中、わが国に対し、緊急食糧援助の要請があつたか。

二 右について、政府は、どのような対策を講じたか。

三 また、未だ、その対策を講じていないとすれば、どのような対策を準備中であるか。

四 右の対策は、いつ頃までに実施に移すつもりであるか。

右質問する。